

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第29回理事会

平成9年9月

平成9年9月22日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

第29回理事会次第

(1) 議事録署名人の選任

(2) 第一号議案 専務理事選任の件

(3) 第二号議案 運営審議委員推薦の件

(4) 運営審議会の審議状況の報告

(5) その他

・中嶋運営審議委員よりの報告

添付資料一覧

第29回理事会

財団法人女性のためのアジア平和国民基金
平成9年9月22日

- ①第33回運営審議会について…1
- ②「慰安婦」関係資料委員会について…2
- ③国連人権委員会「差別防止・少數者小委員会」について…3～8
- ④韓国について…9～10
- ⑤台湾について…11
- ⑥フィリピンについて…12～14
- ⑦女性尊厳事業について…15～27
- ⑧基金関連報道記事…別添

1997.9.16

事務局作成

「慰安婦」関係資料委員会報告

1、刊行の状況

「慰安婦」関係資料委員会は、「文献目録」と「政府公表資料」を「アジア女性基金編集」で刊行予定であるが、進行状況は以下のとおり。

①「文献目録」

出版社 ジョウセイ。体裁 A5版、270ページ。定価 2,700円前後
(調整中)。買い取り 2,500部を基金で買い取り。配布先 公の図書館に配布。
刊行のみとおし 9月末刊行予定(若干10月にずれこむとしても3日ぐらい)。

②「政府公表資料」

出版社 龍溪書舎。体裁 A5版、各巻300ページの5巻セット。定価 各
巻20,000円。買い取り 110部を買い取り。
刊行のみとおし 10月を目処にしている。

2、今年度の調査研究

①防衛研究所

期間 8月1日から9月20日まで

研究者 波多野澄雄

テーマ 「陸軍省大日記調査研究」

委託事業費 377,000円

②アメリカ公文書館等 11月と3月に予定(詳細未定)

③オランダ公文書館 申し入れがある(委員会で検討中)。

3、資料整理を委託

菊池英昭氏に資料整理を次の内容で委託

①期間 8月1日から10月30日までの3か月

②内容 基金にある資料の整理

③作業進行具合 現在、資料のデーターをパソコンに入力中

E/CN.4/Sub.2/1997/L.37
page 8

B. Sexual slavery during wartime, in particular during the Second World War

53. Takes note of the information provided by the Government of Japan, as well as by other parties concerned, with regard to actions in relation to the issue of women sex slaves during the Second World War; recognizing the positive steps made so far towards the solution to this issue;

54. Encourages further efforts towards a constructive dialogue;

55. Invites the Government of Japan to continue to cooperate with the United Nations and the specialized agencies in this matter;

56. Decides to continue to consider this issue at its next session;

IX. MISCELLANEOUS

57. Decides to biennialize the consideration of the issues of incest and early marriage, including the consideration of ways to combat incest and sexual abuse of children inside the family and the urgent need for adequate help to be offered to victims of such practices;

58. Urges Governments to make confidential facilities available for children to make disclosure of the situation and to obtain advice and assistance;

59. Urges Member States to take adequate steps to punish severely the perpetrators of this most heinous offence;

60. Requests the Secretary-General to seek the views and suggestions of Member States and of intergovernmental and non-governmental organizations on proposals for the future action of the Working Group with a view to its considering their replies at its forthcoming sessions;

61. Appeals to all Governments to send representatives to the meetings of the Working Group;

62. Encourages youth organizations and young persons from various non-governmental organizations to participate in the meetings of the Working Group;

63. Recommends that the Human Rights Committee, the Committee on Economic, Social and Cultural Rights, the Committee on the Elimination of Discrimination against Women and the Committee on the Rights of the Child,

抗議文

受信：財團法人女性のためのアジア平和国民基金事務局長
 発信：韓国姦身隸問題対策協議会
 参照：日本の従軍慰安婦問題と関連する日本の女性団体
 題目：国際シンポジウム発表原稿の歪曲に関する件

我が会は 1990 年に発成されて以来一貫して被害者の名前と尊厳性の回復のために、日本政府の國家次元での被害者に対する謝罪と賠償を要求してきました。しかし日本政府は、国連などが勧告する国家赔偿の責任を回避するために「女性のためのアジア平和国民基金」を設立し、過去 2 年間にわたって我が会の活動を妨害してきました。

日本政府の責任を塞ぎ、表に出てお金で被害者を誘惑する「国民基金」の攻勢に対抗するため、去る 7 月 27 日、日本の東京で「国民基金」島津国際シンポジウムを開催しました。この会議で姦身隸問題対策協議会のキム・ソク共同代表が韓国の状況について報告をしました。その要点は、一、「国民基金」が分裂と不徳と不平和をもたらした、二、7 名の被害者が「国民基金」を受領したが、131 名の被害者は「国民基金」を拒否し日本政府の公式謝罪と賠償を要求している、三、韓国姦身隸問題対策協議会は被害者を助け、名誉回復のための闘争を続けるという内容がありました。

キム・ソク共同代表の講演原文は次の通りであります。「国民基金を受け取りなさい」という誘惑は過去 2 年間続けられ、1 月に 7 名のヘルモニが受け取りました。そして現在も「国民基金」から送り込まれた人々が韓国内でヘルモニ達に近づき、受け取るように誘惑しています。その結果、現在韓国内では被害者と被害者、被害者と運動体の分裂が起こるという、高度な《政治的手法》による現象が露出されています。勿論、ヘルモニ個人個人の意志は、自由な判断に委ねられる事項であります。誰かが強圧的に強要することは出来ません。しかし、今まで大部分である 130 名のヘルモニ達は民族的自尊心と女性の人权意識を問題視し、受け取らないという意思表示をしています。」

この文章の中から「国民基金」側は、「勿論、ヘルモニ個人個人の意志は充分に尊重されなければなりません。受け取る、受け取らないは、被害者ヘルモニ個人個人の自由な判断に委ねられる事項であります。誰かが強要することは出来ません。」という文章のみを切り取り、この文脈の核心内容を歪曲しています。(9 月 1 日付「国民基金案内」冊子送付公文中)「国民基金」は、「同団体が、特にこのように言及したことは重要なことと受け止められます。」といい、まるで我が会が国民基金を受け取ることを認めた証拠のように歪曲、引用しています。

本会はこれ以上このような事実歪曲が日本国内で広められることを防ぐために抗議文を各団体に送るのであります。とともに関連団体に対してもこの事実を知らせるのであります。

「国民基金」は事実歪曲の責任を取り、本会に謝罪すべきであります。又、現在も続いている虚偽事実流布、関連団体間の分裂、被害者と団体間の分裂を即中止すべきであります。これらのすべての「国民基金」の行進、および人権回復は韓・日間の平和創造に支障になるからであります。

1997 年 9 月 8 日 韓国姦身隸問題対策協議会
 共同代表：化ミジュ、エグ・ソンナ、キム・ソク

■台湾近況報告

092297基金事務局

▼婦援会の記者発表

- ・8月15日、婦援会が記者会見をひらき、新たに認定された原住民被害者のこと、8月31日の被害者支援の競売会開催のこと等について話した。
- ・婦援会の発表によれば、「第二期認定として、16名の被害者認定申請のうち、新たに12名を認定した。これで、生存する被害者は42名となった。」とのこと。
- ・記者会見に同席した程登山氏（婦援会と行動を共にし、原住民被害者らのとりまとめ役的存在の人物）は、「基金の支給する200万円を受けとってはならない」と述べたとのこと。

▼8月31日競売会

- ・8月31日（日）、台北の國父記念館において、元慰安婦支援を目的とした競売会が開催された。作家李氏の私藏品を競売にかけ、その収益から42名の被害者らに金を支給するというもので、婦援会や立法委員李慶華氏らが中心となって企画された。
- ・婦援会は、事前に原住民被害者らを集めて競売会への出席を求めた。被害者によれば、この時、「当日は綺麗な着物を着たり、美容院に行ったりしないように。」と言われたとのこと。最終的に何名の被害者が競売会に出席したか等、報道には出ていない。
- ・会終了後の報道によれば、競売会には約3千名が訪れ、政財界の著名人の出席も得て、盛会だった模様。これまでの収益は日本円にして約1億7千万円に達し、婦援会は「被害者42名に一人当たり50万元（約200万円）を支給する」と発表した。支給の時期については言及していない。
- ・会終了後、婦援会側より被害者らに電話があり、今後のことについて説明を行うので、近日中に婦援会と被害者らとの面談を設定する予定である旨伝えられた。

▼台湾当局による、いわゆる「立て替え金支給」について

- ・報道によれば、日本への国家補償要求の運動を支援することを目的として、台湾当局がいわゆる「立て替え金」として、被害者一人当たり50万元（約200万円）を支給するとの案について、行政院長（総理大臣に相当）が同意する模様とのこと。支給の時期には言及していない。

以上

有馬副理事長と松田は、8月23日—25日、故マリア・ロサ・ヘンソンさんの追悼ミサ出席のためマニラに出張した。マニラ到着後直ちに、ミサの行われる故ヘンソンさん宅近くの葬儀社の礼拝堂に赴いた。すでにご遺体は安置され、シャハニ上院議員、女優のビルマ・サントス、湯下大使、原理事長等の花輪が飾られていた。午後4時のミサまでには時間があったので、アジア女性基金からの花輪を用意し、故ヘンソンさんの息子と娘さんへのテレビ局のインタビューの合間に、二人とその他の親族の方々、顔見知りのロラ達にお悔やみを申し上げた。

追悼式は定刻に始まり、出席者はリラ・フィリピーナ所属のロラ達を中心に、親族、日比の支援団体、マスコミ関係者等約70名。まず、故ヘンソンさんが親しくしていた地域教会のネネ神父の司式により追悼ミサと聖餐式が行われた。さらに、6名のロラ達が各自に短く故ヘンソンさんの死を痛み、今後も闘いを続ける決意と彼女に対する感謝の言葉を述べた後、「慰安婦」の歌が歌われた。

その後、ネリア・サンチョさんがリラ・フィリピーナとAWHRCを代表して弔辞を述べ、日本の支援団体から有光氏、横田弁護士が短い言葉をのべた。最後に有馬副理事長が、「ロサ・ヘンソンさんは、アジア女性基金にとって大変貴重な忘れられない、大切な方でした。彼女は最初に勇気をもって『慰安婦』であったとの声を挙げた方で、その言葉に尽くせない苦痛にもかかわらず、暖かく、親切な方で様々なことを教えられました。あらゆる人にとってお母さんのような存在でした。その大きな存在を失われたご遺族の方々に対し、深くお悔やみと同情を申し上げます。」(注)と述べ式を終えた。

テレビ・カメラは4台(日本テレビ、ABS-CBN、ABC-5、ロイター)、日本の新聞関係者は読売新聞社と共同通信社が取材していた。遺族によると8月24日には、パンパンガ州でマラヤ・ロラズ、マニラで別のフィリピンNGOの追悼式が行われるとの書であった。埋葬は8月26日の予定。

(注) "Lola Rosa was a very precious person for the Asian Women's Fund, as she was the first to speak out about her experience as a 'wartime comfort woman'. In spite of her deep suffering, she taught us a great deal through her courage and kindness. She was like a 'mother' to all of us. We pray for her family with heartfelt condolence and sympathy for their great loss of Lola Rosa."

1997年9月18日

「武力紛争下における女性の人権」研究会（仮称）へのご参加のお願い

（財）女性のためのアジア平和国民基金

呼びかけ人 大沼 保昭 東京大学教授

副理事長 有馬 真喜子 ジャーナリスト

運営審議委員会委員長 林 陽子 弁護士

初秋の候となりましたが、皆様にはお変わりなくお過ごしのことと存じます。

（財）女性のためのアジア平和国民基金では1995年7月の発足以来、「女性の人権」をテーマにした国際フォーラムの実施（1996年8月）、女性の自立を支援するNGOへの助成事業、女性の人権をテーマにする研究の委託等の活動を行ってきました。今般、さらに「武力紛争下における女性の人権」を国際法、政治学、女性学など多様な側面から論議するための研究会を発足させることにいたしました。「慰安婦」を産み出したような歴史を二度と繰り返さないためには、私たちが歴史を直視することと同時に、現在もなお生じている女性への暴力について、その予防策や紛争解決のシステムについてより議論を深めることが必要であると考え、このような研究会を行いたいと考える次第です。

研究会の要領は以下のとおりです。つきましては、先生にぜひ研究会のメンバーとしてご参加いただきたく、このご案内を差し上げる次第です。今回ご案内差し上げた方々は別紙のとおりです。

第1回は10月6日（月）夜を予定しており、この日には下記論文について林 陽子が簡単な報告をした後に、今後の研究会の進め方についてご意見を伺いたいと思います。

外部の方を講師にお招きしたり、研究会のメンバーによる報告を順次、検討してまいりたいと思います。諸事ご多忙のこととは存じますが、どうぞご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

研究会の名称 「武力紛争下における女性の人権」研究会（仮称）
 主催 （財）女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）
 開催の頻度 年間3～5回、平日の夜に行うことになると思います。
 開催場所 アジア女性基金 事務所を予定（地図参照）
 住所：〒107 東京都港区赤坂 2-17-42 赤坂アネックス 6F
 電話：03-3583-9322
 FAX：03-3583-9321
 第一回研究会 10月6日（月）18:30より21:00までを予定

研究会テーマ 論文「International Prosecution of Sexual Assaults」
 (By Patricia Sellers and Kaoru Okuzumi, Transnational
 Law and Contemporary Problems, Journal of University
 Iowa College of Law, Vol. 7, Number 1, Spring 1997)
 で提起されている問題について討議したいと思います。

この論文の共著者の奥泉薰さんは米国で生まれ育った日本人で、ニューヨーク大学ロースクール在学中に東京の自由人権協会でサマーインターンをしました。その後、プリンストン大学で政治学を修めた後、昨年1年間、ハーグにある旧ユーゴでの戦争犯罪を裁くための国際刑事裁判所でインターンをつとめ、この論文は同法廷の法律担当官であったパトリシア・セラーズさんとの共著です。

報告者 林 陽子（弁護士）

ご参加の可否をお手数ですが別紙にご記入になり、ファックスでご返信くださいますようお願いします。ご参加下さる方、または上記論文に関心のおありの方は事前にコピーをお送りしますので、別紙にご記入なさいアシア女性基金までお知らせください。

なお、当日は軽食を用意します。東京都以外にご在住の方には、所定の交通費をお支払いさせていただきます。

(財) 女性のためのアジア平和国民基金 行き

(担当 松田)

FAX: 03-3583-9321

お名前_____

■今回発足する「武力紛争下における女性の人権」研究会に

1. 参加する
2. 参加しない
3. その他 (何かコメントがございましたらお聞かせ下さい)

■10月6日(月) 18:30の研究会に

1. 参加する
2. 参加しない
(備考)

■2.の方にお尋ねします。

10月6日、第1回研究会の資料の送付を

1. 希望する
2. 希望しない

当日は軽食を用意します。東京都以外にご在住の方には、所定の交通費をお支払いさせていただきます。

「武力紛争下における女性の人権」研究会 参加呼びかけリスト

- | | |
|-------------|---------|
| 1. 秋月 弘子 | 北九州大学 |
| 2. 浅倉 むつ子 | 東京都立大学 |
| 3. 阿部 浩己 | 神奈川大学 |
| 4. 安藤 仁介 | 京都大学 |
| 5. 伊藤 和夫 | 弁護士 |
| 6. 江橋 崇 | 法政大学 |
| 7. 軽部 恵子 | 桃山学院大学 |
| 8. 金 東勲 | 龍谷大学 |
| 9. 小寺 初世子 | 大阪国際大学 |
| 10. 申 恵 | 青山学院大学 |
| 11. 菅 充行 | 弁護士 |
| 12. 芹田 健太郎 | 神戸大学 |
| 13. 高木 健一 | 弁護士 |
| 14. 滝澤 美佐子 | 中部大学 |
| 15. 武村 二三夫 | 弁護士 |
| 16. 田中 宏 | 一橋大学 |
| 17. 辻村 みよ子 | 成城大学 |
| 18. 紙谷 雅子 | 学習院大学 |
| 19. 友永 健三 | 部落解放研究所 |
| 20. 中島 通子 | 弁護士 |
| 21. 西立野 圜子 | 東京外国语大学 |
| 22. 波多野 里望 | 学習院大学 |
| 23. 藤田 久一 | 東京大学 |
| 24. 武者小路 公秀 | 明治学院大学 |
| 25. 山崎 公士 | 香川大学 |
| 26. 山下 泰子 | 文京女子大学 |
| 27. 米田 眞澄 | 京都女子大学 |

International Conference

**Trafficking
and
Commercial Sexual Exploitation
of Women and Children**

**6-7 November 1997
Manila, Philippines**

**Jointly Organized by the
Special Committee for Children, Government of the
Philippines and
Asian Women's Fund
In Cooperation with
ESCAP, ILO, UNICEF and ECPAT**

BACKGROUND

The Agenda for Action against Commercial Sexual Exploitation of Children which was adopted at the World Congress against Sexual Exploitation of Children held in Stockholm in August 1996, calls for action from states, all sectors of society, and national, regional and international organisations, against the commercial sexual exploitation of children. Those actions include "Coordination and Cooperation", "Prevention", "Protection", "Recovery and Reintegration" and "Child Participation".

The Beijing Platform for Action, which was adopted at the Fourth World Conference on Women held in Beijing in 1995, also urges governments to enact and enforce legislation protecting girls from all forms of violence including sexual exploitation, child prostitution and child pornography under Strategic objective L7.

For complex social and economic reasons, women and children in Asia are disproportionately vulnerable to these violations of their human rights and dignity. The number of victims of trafficking and commercial sexual exploitation of women and children in Asia has increased in association with the growth of the tourism industry and the growing number of people living in absolute poverty. Furthermore, the situation of many of the victims has deteriorated, partly due to the spread of HIV and AIDS.

OBJECTIVES

Hence, the objectives of this conference are:

- 1) to promote information exchange among Governments, experts and NGOs to prevent and eradicate trafficking and commercial sexual exploitation of women and children and;
- 2) to formulate recommendations to accelerate implementation of the Agenda for Action against sexual Exploitation of Children and the Beijing Platform for Action.

PROGRAMME

Thursday 6 November

10:00~10:30: Opening

Greetings from representatives of the Government of the Philippines, UNICEF, ECPAT, and others.

10:30~12:00: Keynote Speeches

Dr. Salsuree Chutikul, (Senator, Thailand)
Ms. Ophelia C. Santos, (UN Special Rapporteur on Sale of Children)
Dr. Koki Abe (Associate Professor, Kanagawa University, Japan)

12:00~1:30: Reception

1:30~4:00: Panel Discussion 1:

Commercial Sexual Exploitation of Children Legal Aspects

Panelists: Prof. Vittit Muntarhorn (Thailand),
Prof. Savitri Goonesekera, (Sri Lanka),
Mekong Law Center
(Dialogue and comments from the floor)

4:00~4:30: Coffee Break

4:30~7:00: Panel Discussion 2:

Commercial Sexual Exploitation of Children NGO Strategies

ECPAT, CPCR, FACE, Coalition Against Trafficking in Women in Asia-Pacific, Street Children's Group
(Dialogue and comments from the floor)

Friday 7 November

9:00~12:30: Working Group - Session I

12:30~13:30 Lunch

2:00~3:30: Working Group - Session II

Drafting of Recommendations

3:30~5:00: Coffee Break

5:00~7:00: Reports and Statement Closing

GOALS

The ultimate aim of this conference is to make contributions to:

- 1) the establishment/strengthening of the legal framework, including a plan of action at national and regional levels to protect children and to prevent and eradicate trafficking and commercial sexual exploitation of women and children;
- 2) strengthening national capacities to prevent and eradicate trafficking and commercial sexual exploitation of women and children by establishing or strengthening national focal points;
- 3) promoting the establishment or strengthening of existing networks among concerned government agencies, academic institutions and NGOs in this region to prevent and eradicate trafficking and commercial sexual exploitation of women and children.

DATE & VENUE & CONTACT

Date of the Conference 6-7 November 1997
(arrival November 5th, departure 8)

Venue Dusit Hotel Nikko
Ayala Center, 1223 Makati City, Metro
Manila, Philippines
TEL. (632) 867-3333
FAX. (632) 867-3888

Organizing Committee Contact in the Philippines
Attorney Ms. Ma. Merceditas N. Gutierrez
Department of Justice, Government of
the Philippines
TEL. (632) 525-1680
FAX. the same as above

Contact in Japan
Ms. Mizuho Matsuda
Asian Women's Fund
TEL. (813) 3585-9322
FAX. (813) 3583-9321

1997 国際会議

仮訳

女性並びに子どもに対する
国際的人身売買及び商業的性的搾取
について

1997年11月6-7日

フィリピン・マニラ市

共催

フィリピン政府子どもの人権特別委員会
財団法人女性のためのアジア女性基金

協力

国際労働機関、UNICEF、ECPAT

会議の背景

1996年8月、スエーデンのストックホルムで開催された世界会議において採択された子どもの商業的性的搾取に反対する行動要綱は、国、全ての社会機構、並びに国内、地域、国際機関に対し、子どもに対する商業的性的搾取の禁止と行動を呼びかけている。その行動計画は、「連絡と協力」、「予防」、「保護」、「回復と再起」、並びに「子どもの参加」である。

1995年北京で開催された、第4回世界女性会議で採択された北京行動計画も、同じように政府に対して、性的搾取、子ども買春、並びに子どもボルノ等を含むあらゆる暴力から、女の子を護るために法的整備と強化を、戦略対照7で要求している。

複雑に入り組んだ政治的、社会的、経済的原因で、アジアにおける女性及び子どもの多くがその人権と尊厳を傷つけられ、言葉に尽くせない悲惨な状況に置かれている。アジアの女性と子どもは、肥大化する観光産業や構造的貧困の中での生活を強いられる人々の増加により、国際的人身売買や商業的性的搾取の被害者となる可能性は増え続けている。HIV感染者やエイズ患者の増加は、被害者の状況が、さらに悪化していることをうかがわせている。

会議の目的

従って、このようなアジアの状況を踏まえ、会議の目的は以下の2点である。

- 1) 女性と子どもの人身売買や商業的性的搾取を予防し根絶するよう政府間、専門家及び民間団体の間で情報交換を活発に行う。
- 2) 子どもに対する性的搾取反対する行動綱領並びに北京の行動計画を早急に実現するための具体的計画を提案する。

会議プログラム

11月6日(木)

10:00-10:30 開会式 主催者、主賓、協力団体挨拶

10:30-12:00 基調講演

サイズリー・チュティクル氏(上院議員、タイ国)

オッフェリア・サントス氏(国連子ども特別報告者)

阿部 晴巳氏(神奈川大学)

12:00-1:30 レセプション

1:30-4:00 パネル・ディスカッション 1

「子どもに対する商業的性的搾取－法的側面」

ヴィチット・ムッタボーン氏(タイ国)

サヴィットリ・グナセケラ氏(スリランカ)

メコン法律センター

(参加者との質疑、意見交換)

4:00-4:30 休憩

4:30-7:00 パネル・ディスカッション 2

「子どもに対する商業的性的搾取－NGO戦略」

ECPAT, CPCR, FACE他

(参加者との質疑、意見交換)

11月7日(金)

9:00-12:30 分科会 1

12:30-2:00 昼食

2:00-3:30 分科会 2 (提案起草委員会)

3:30-5:00 休憩

5:00-7:00 分科会報告及び発言の採択、閉会式

会議の到達目標

この会議の最終目標は、以下の点について寄与することである。

- 1) 子どもの保護について国内及びアジア地域の具体的な行動計画を作り、法的な枠組みを構築あるいは強化し、女性や子どもを人身売買や性的搾取から護り、保護する。
- 2) 国内の情報を一個所に集中する効果的な対応により、女性や子どもを人身売買や性的搾取から護り、保護する。
- 3) アジア地域の関係政府機関、研究機関あるいは関係 NGO がネットワークを構築したり、既存の情報網の強化を促進することにより、女性及び子どもを人身売買や商業的性的搾取から護り、保護する。

会議の日時、場所、連絡先について

日時	1997年11月6-7日 (到着11月5日、出発11月8日)
場所	デュシット・ホテル日航 (フィリピン、マニラ、マカティ市1223、アヤラ) TEL. (632) 867-3333 FAX. (632) 867-3888
連絡先	<u>フィリピン国内</u> フィリピン司法省(グチャレス検事) TEL. (632) 525-1680 FAX. 同上 <u>日本の連絡先</u> アジア女性基金(松田瑞穂) TEL. (813) 3583-9322 FAX. (813) 3583-9321

